

西東京市消費者団体の登録について

◆団体登録ができる使用者団体の要件（規則第4条）

3人以上で構成され、使用申請者が市内に在住、在勤又は在学し、次の(1)～(7)のいずれにも該当する団体であることが必要です。

- (1) 会員の3分の1以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (2) 消費生活に関する消費者の自主的な学習活動を市内で行っていること。
- (3) 団体の規約又はこれに類するものがあること。
- (4) 団体が行う活動が営利を主たる目的とするものでないこと。
- (5) 特定の宗教や政党の活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 市が行う消費生活に関する事業に参加又は協力ができる団体であること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

◆団体登録の手続（規則第5条）

規則第4条の要件を満たす使用者団体は、次の(1)～(3)の書類を田無第二庁舎5階の協働コミュニティ課へ提出し、団体登録の申請をしてください。審査のうえ、規則第4条の要件を満たしていると認めたときは、「西東京市消費者団体登録証」を交付します。

- (1) 西東京市消費者団体登録申請書
- (2) 団体の規約又はこれに類するもの
- (3) 団体の会員名簿

◆団体登録の有効期限（規則第6条）

団体登録の有効期限は、登録証の交付のあった日が属する年度の末日までです。

◆団体登録の内容の変更（規則第7条）

団体登録の内容に変更があるときは、「西東京市消費者団体登録変更申請書」に登録証を添えて申請し、承認を受けてください。

◆団体登録の承認の取消し（規則第8条）

登録団体が規則第4条の要件に該当しなくなったとき、又は次の(1)と(2)のいずれかに該当すると認められるときは、団体登録の承認を取り消します。

- (1) 施設等を不正に使用したとき。
- (2) 施設等の管理上著しく支障があるとき。

◆団体登録の更新（規則第9条）

団体登録の更新は、団体登録の有効期限が満了する日の3月前から行うことができます。

◆ロッカーの使用について

西東京市消費者団体のうち、ロッカーの使用を希望する団体は、西東京市消費者団体登録申請書の団体ロッカー使用希望の欄にその旨をご記入ください。先着順で受け付けます。以下のルールを守って利用してください。

- (1) 1団体につき1個とします。
- (2) 使用期間は、団体登録証の期限と同じです。更新の希望も団体登録の更新手続きと一緒に受け付けます。
- (3) ロッカーの中には、貴重品、腐敗するもの、発火するもの等の危険物は入れないでください。
- (4) ロッカーの中身は、各団体の責任で管理してください。